

霧島市福山プールの設置及び管理に関する条例の一部改正について

霧島市福山プールの設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

令和4年11月29日提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市福山プールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島市福山プールの設置及び管理に関する条例（平成20年霧島市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

（使用期間等）

第4条 プールの使用期間は、6月15日から9月15日までとする。

2 使用時間及び休館日は、次のとおりとする。

使用期間	使用時間	休館日
6月15日から7月20日まで	午前10時から午後5時まで	月曜日から金曜日（祝日を除く。）
7月21日から8月31日まで	午後1時から午後5時まで	毎週火曜日（その日が祝日の場合は、その翌日）
9月1日から9月15日まで	午前10時から午後5時まで	月曜日から金曜日（祝日を除く。）

3 市長は、必要があると認めるときは、使用期間及び使用時間を変更し、臨時に休館日を設定し、又は臨時に開館することができる。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(提案理由)

本施設の使用時間及び休館日について見直しを行ったことから、本条例の所要の改正をしようとするものである。